

議題 テーマ提言について

項目 前回までの企業会計基準諮問会議における新規テーマの提案 2  
のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更

## I. 本資料の目的

1. 本資料は、新規テーマの提案である「のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更」について、2025 年 7 月 11 日に開催された第 54 回企業会計基準諮問会議（以下「基準諮問会議」という。）の後の状況をご報告し、それを踏まえてご意見をいただくことを目的としている。

## II. テーマ提案書

提案者：

公益社団法人経済同友会ほか 12 団体、スタートアップ有志 35 社及び企業経営者有志 138 名  
具体的には別紙 1 のとおり

<会計基準レベル>

(テーマ) のれんの非償却の導入及びのれん償却費計上区分の変更	
(提案理由) 日本企業会計基準（以下 JGAAP という。）におけるのれんの会計処理については、本年 3 月 28 日に規制改革推進会議スタートアップ・イノベーション促進ワーキング・グループにおいて議論が行われたところ、現行の会計処理については、下記のような問題点が指摘された。	
1. JGAAP の国際的コンバージェンス 2001 年から米国会計基準（以下 USGAAP という。）がのれんの非償却に舵を切り、国際会計基準（以下 IFRS という。）では 2004 年からのれんの非償却を適用している。 日本は国際会計基準審議会（以下 IASB という。）に対して IFRS におけるのれんの償却導入を提案していたが、IASB は 2022 年にのれんの会計処理について減損のみのアプローチを維持することを決定した。また、USGAAP の設定主体である米国財務会計基準審議会（FASB）においても 2022 年にのれんの償却検討について会計	

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

基準開発から除外することを決定した。

のれんの償却・非償却のどちらにも利がある中、会計理論的には議論が分かれているところであるものの、のれんの非償却を継続する国際的潮流の中で、のれん償却を義務づける JGAAP は、日本企業と欧州・米国企業における会計数値の企業間比較の障害となっている上、その差異があることによって、株式マーケットにおける経済的合理性の観点から日本企業の国際競争環境に悪影響を与えているとの声も挙がっている。

そのため、IASB において減損のみのアプローチを維持することとなった以上、その間、JGAAP においても、国際的潮流に合わせてのれんの非償却を導入し、採用する会計基準によって日本企業の競争力に優劣が生じることがないようにすべきである。

## 2. 近年の無形資産型ビジネスモデル

現代の成長セクターは無形資産型、知識集約型のビジネスモデルの産業群であり、このような企業においてはバランスシートに M&A を通じて巨大なのれんが計上されるケースが増えていく。無形資産型の企業の実態を記述するうえで、のれんを経年劣化で減耗する有形資産類似的に捉えるのではなく、時価会計的な捉え方で価値の再評価を行う方が適合性が高い。現代の無形資産型、知識集約型ビジネスモデルの隆盛は、AI の爆発的進化も始まったデジタルトランスフォーメーションの進展から見て今後も変わることはないと思われることから、企業会計制度も規則的な償却ではなく、現代のビジネスモデルにフィットしたのれんの非償却を導入すべきである。

## 3. 日本の社会課題への対応

日本は、一般的には、新しい技術やビジネスモデルを有する急成長を目指す企業であると指摘されることがあるが、スタートアップへの投資規模が小さくスタートアップが成長しにくい環境にあることから、政府は 2022 年に決定した「スタートアップ育成 5 カ年計画」においてスタートアップ投資額を 2027 年度に 10 兆円規模とする目標を掲げ、スタートアップを成長させる M&A の促進を図ることとしている。

しかし、M&A の際に発生するのれんについて、IFRS とは異なり、JGAAP では定期償却し営業費用として計上することが求められていることが、M&A を阻害していると指摘されており、経済同友会が実施したアンケートにおいては、70%超の経営者がのれんの規則的償却が M&A 検討の障害になっており、約半数の経営者はのれんの償却負担を考慮して M&A を断念したことがあると回答している。買収をすると、のれんの償却により買収先企業の利益が目減りもしくは赤字に転落する（通称「のれん負け」）ことがあり、連結時の利益が本来の 2 社合計の利益より減ることが株式市場からネガティブに捉えられ、批判や、株価の低下を招くことが多くなるからである。

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

特にスタートアップについては、企業価値に占める純資産の割合が小さいため、買収企業はのれん償却費の影響を大きく受けやすく、買収の対象となりにくい。また、買収側の立場で見た時に、スタートアップの買収を行うと、買収後の事業の状況にかかわらず、一律に一定期間の収益が圧迫されるため買収を行うためのハードルが高くなる。

なお、スタートアップ企業の中でも、上場し、買収側に回る企業も出ているが、IFRSへの移行はコストが大きいとあり、成長途上にあり、資金力・利益余力に乏しい上場スタートアップや中堅企業が、海外で実施されている同業又は隣接業種の買収による事業を拡大していくことが困難な状況が生じている。

更には、のれんの償却負担自体、キャッシュフローに影響を与えないものの、特にスタートアップを含む中小型株はアナリスト等の分析対象にならずに営業利益をベースに個人投資家が中心となる資本市場から評価されるという構造的な問題も存在しているところであり、「中堅企業成長ビジョン」(令和7年2月21日中堅企業等の成長促進に関するワーキンググループ決定)においても、指摘されているところである。

決算短信や決算説明資料等において、EBITDA等ののれん償却費の影響を除く営業利益を開示する取組を行っている企業もあるものの、EBITDA等の独自指標は会計基準で決まっている定義はなく、他社との比較可能な数字になっていないことから、資本市場から評価されない実態があり、その点は、スタートアップに限らずJGAAPを用いる日本企業全体に係る問題である。

これらのことから、のれんの償却が上場後のスタートアップの成長の阻害要因になっているという声が強くなり、上場後5年後に100億円以上の時価総額を上場維持基準とする方向での議論がある中、スタートアップの出口の確保と上場後の規模の拡大の為に、日本基準におけるのれんの償却を見直すことが強く求められている。

なお、選択制を採用した場合であっても、事業者が一度採用した会計方針をみだりに変更すべきではないことは当然である。

また、のれんの償却費は、営業収益に対する投資原価であるという考え方にに基づき営業費用(販売費及び一般管理費)として計上することとされているところ、M&Aの取得原価の配分(PPA)が平成20年に義務化されて以降、収益性の高い資産をのれんから除外する会計処理が定着し、精緻化する中で、識別不能な資産であり、営業活動への直接的な寄与が不明確なのれんについて、その償却費を営業費用として扱うことは実態に合わなくなりつつあるという指摘がある。

上記を踏まえ、規制改革推進会議委員から、以下2点に係る検討提案をFASF・ASBJに行うこととされた。

- ・速やかに行うべき短期措置として、のれん償却費の計上科目を現状の営業費用か

<p>ら営業外費用に変更すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・短・中期的な措置として、のれんの定期償却を見直し、非償却とすること又は償却・非償却の選択を可能にすること</li> </ul>
<p>(具体的内容)</p> <p>以下の両事項について、速やかに検討を開始いただき、1については遅くともスタートアップ育成5か年計画の終期である2027年度までに結論・措置に至るよう検討いただきたい。2については、1よりも早期に、2026年度の結論・措置の可能性も含めて検討いただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. のれんの非償却を導入（選択制） のれんの償却と併せてのれんの非償却も認める選択制を適用する。</li> <li>2. のれん償却費の計上区分変更 現在、販売費及び一般管理費として営業費用に計上しているのれんの償却費を営業外費用もしくは特別損失に計上する。</li> </ol>

### III. 第54回基準諮問会議の概要

2. 第54回基準諮問会議では、テーマ提案者から、前項のテーマ提案書及び追加資料を用いて、提案が説明された。
3. また、事務局からは、次に関する分析を示して、提案により会計基準として改善が見込まれるかどうか、まずスタートアップの関係者の意見聴取を企業会計基準委員会に依頼することを提案した（資料(1)-3 参考資料）。
  - (1) 会計基準（日本基準、IFRS 会計基準、米国会計基準）の取扱いの確認及び基準開発の動向
  - (2) テーマ提案の内容の確認
  - (3) テーマ提言の要因に照らしたテーマ提案の分析
4. 議論の結果、2025年11月に開催予定の基準諮問会議までに主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、企業会計基準委員会のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることが企業会計基準委員会に依頼することとされた。
5. 当該依頼については第551回企業会計基準委員会（2025年7月24日開催）において、石原議長より行われた。また、当該依頼はテーマ提言に関する判断や評価を企業会計基準

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

委員会に依頼するものではなく、当該判断や評価は基準諮問会議において行うことが付言されている。

#### IV. 企業会計基準委員会で行われた意見聴取の報告

6. 本日は、これまでに企業会計基準委員会で行われた意見聴取の状況について報告を受ける（資料(1)-3-2）。
7. これまでに行われた意見聴取は次のとおりである。

〈回数〉 開催日	属性	説明者
〈第1回〉 2025年8月12日	学識経験者	一橋大学大学院経営管理研究科 教授 野間幹晴様 慶應義塾大学大学院経営管理研究科 准教授 芦澤美智子様
〈第2回〉(前半) 2025年9月3日	財務諸表作成者	株式会社ソラコム Chief of Staff / Head of Corporate Development 山崎紘彰様 株式会社 SmartHR 取締役 CFO 森雄志様 株式会社 ブイキューブ 代表取締役社長 兼 グループ CEO 間下直晃様 スギホールディングス株式会社 執行役員 経営企画・財務担当 笠井真様
〈第2回〉(後半) 2025年9月3日	財務諸表利用者	りそなアセットマネジメント株式会社 株式運用部 チーフ・ファンド・マネージャー 井浦広樹様 一般社団法人日本ベンチャーキャピタル協会 会長、株式会社東京大学エッジキャピタルパートナーズ 代表取締役社長 CEO/マネージングパートナー 郷治友孝様 一般社団法人日本プライベート・エクイティ協会 会長 飯沼良介様
〈第3回〉(前半) 2025年9月18日	監査人	PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 齋藤勝彦様 太陽有限責任監査法人 シニアパートナー 柴谷哲朗様
〈第3回〉(後半) 2025年9月18日	学識経験者	追手門学院大学 経営学部 教授 宮宇地俊岳様

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

<第4回> 2025年10月7日	監査人	有限責任 あずさ監査法人 パートナー 阿部博様 EY 新日本有限責任監査法人 パートナー 齊藤直人様 有限責任監査法人 トーマツ パートナー 東川裕樹様 PwC Japan 有限責任監査法人 パートナー 加藤正英様
<第5回> 2025年10月20日	財務諸表利用者	フォスター・フォーラム(良質な金融商品を育てる会) 世話人 永沢裕美子様
<第6回> 2025年11月4日	財務諸表利用者	アストナリング・アドバイザー合同会社 代表 三瓶裕喜様 野村アセットマネジメント株式会社 サステナブル投資戦略室 室長 大畠彰雄様 株式会社格付投資情報センター 格付本部 コーポレート4部長 渡辺博紀様

## V. 本日の検討事項

### (意見聴取の報告を受けての感触や意見)

8. 企業会計基準委員会で行われた意見聴取について、今後、基準諮問会議事務局で分析を行う際に参考とさせて頂く趣旨で、意見聴取の状況や内容に関する現時点での感触や意見があればいただきたい。なお、特段の意思決定を求める趣旨ではない。

### (今後の進め方)

#### 公聴会の実施範囲

9. 意見聴取については、当初、主にスタートアップの関係者の意見聴取を行うこと、また、企業会計基準委員会のリソースの許す範囲でより幅広い関係者に対象を広げることが想定されていた。
10. これまで企業会計基準委員会は本資料第7項のとおり意見聴取を進めており、基準諮問会議事務局としては、一定程度幅広い関係者に意見聴取を実施したと考えている。基準諮問会議の委員がテーマ提言に関する意思決定を行うに当たり、これまで実施してきた公聴会の範囲で十分かどうかについてご意見をいただきたい。
11. 仮に公聴会を追加的に開催するのであれば、対象を絞って行うことが考えられる。例えば、無形資産の識別に係る実務についてのヒアリングや IFRS を任意適用している財務諸

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

表作成者に対して実務の経験を踏まえての意見を聴取することなどが考えられる。

### 追加の情報収集

12. テーマ提言の要否についてさらに検討を進めるにあたっては、仮にのれんの非償却を導入する場合の実務上の影響について基準諮問会議事務局が調査していくことが考えられる。具体的には、調査対象項目の候補としては、次の項目が考えられる。

- (1) 会社法上の取扱い
- (2) 税務上の取扱い

### 次回の基準諮問会議の進め方

13. 今後、必要に応じて追加の意見聴取や情報収集を行ったうえで、基準諮問会議事務局においてこれまで聞かれた意見等について会計基準の改善につながるかどうかの観点から分析を行い、次回の基準諮問会議において本テーマに関する方向性に係る提案をお示ししてご意見を伺うことを予定している。その際、仮に非償却に変更する場合における次の点に関する分析を含める。

- (1) 会計基準の見直し・開発
  - ① 見直しの対象となる会計基準の種類及び範囲
  - ② 企業会計基準委員会による会計基準の見直し・開発に必要と考えられる期間
  - ③ 会計基準確定後の周知、企業側での準備に必要と考えられる期間
  - ④ 上記を踏まえ想定される最も早い強制適用時期
- (2) 関連法制との関係
  - ① 会社法との関係
  - ② 税法との関係
- (3) 単体財務諸表にも適用されることの影響

### **ディスカッション・ポイント**

次の事項についてご意見をいただきたい。

- (1) 意見聴取の報告を受けての感触や意見
- (2) 今後の進め方

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

- ① 公聴会の実施範囲の充分性
- ② 追加の情報収集に関する範囲
- ③ 次回の基準諮問会議の進め方

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 本テーマの提案者

公益社団法人 経済同友会  
一般社団法人 新経済連盟  
一般社団法人 インパクトスタートアップ協会  
一般社団法人 M&A 支援機関協会  
一般社団法人 シェアリングエコノミー協会  
一般社団法人 スタートアップエコシステム協会  
一般社団法人 スタートアップ協会  
一般社団法人 東京ニュービジネス協議会  
一般社団法人 日本スタートアップ支援協会  
一般社団法人 日本取締役協会  
一般社団法人 日本プライベート・エクイティ協会  
一般社団法人 日本ベンチャーキャピタル協会  
一般社団法人 Fintech 協会  
スタートアップ有志 35 社 (別紙 2 参照)  
企業経営者有志 138 名 (別紙 3 参照)

以 上

## 【別紙2】スタートアップ有志35社一覧

セーフィー株式会社  
弁護士ドットコム株式会社  
株式会社 ACSL  
AnyMind Group 株式会社  
株式会社 GENDA  
さくらインターネット株式会社  
株式会社 ABEJA  
五常・アンド・カンパニー株式会社  
株式会社ハウテレビジョン  
note 株式会社  
株式会社技術承継機構  
株式会社サーバーワークス  
Terra Drone 株式会社  
株式会社スマートドライブ  
ラクスル株式会社  
株式会社 BuySell Technologies  
株式会社ビザスク  
株式会社フレクト  
株式会社 Sapeet  
株式会社ヌーラボ  
ニューラルグループ株式会社  
エコモット株式会社  
株式会社 INFORICH  
株式会社ヤプリ  
株式会社 Photosynth  
株式会社 JDSC  
株式会社アイデミー  
Kudan 株式会社  
株式会社 kubell  
株式会社 ispace  
株式会社 FCE  
株式会社うるる  
株式会社ソラコム  
株式会社 pluszero  
株式会社 MFS

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

以上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

## 【別紙3】企業経営者有志 138 名一覧

(氏名五十音順、所属は 2023 年 7 月時点)

セグエグループ株式会社	愛須 康之
株式会社 ASJ	青木 邦哲
ランサーズ株式会社	秋好 陽介
浅沼建物株式会社	浅沼 章之
株式会社アイダ設計	阿部 真寿美
日本工営株式会社	有元 龍一
ザインエレクトロニクス株式会社	飯塚 哲哉
株式会社みらいワークス	池田 真樹子
株式会社フューチャーリンクネットワーク	石井 丈晴
ペガサステックホールディングス株式会社	石黒 不二代
株式会社 I B J	石坂 茂
AGC 株式会社	石村 和彦
株式会社かんぼ生命保険	市倉 昇
株式会社フジタ	井出 達也
株式会社モンスターラボホールディングス	鯉川 宏樹
株式会社 LIFULL	井上 高志
かつこ株式会社	岩井 裕之
日本たばこ産業株式会社	岩井 睦雄
アステナホールディングス株式会社	岩城 慶太郎
株式会社イルグルム	岩田 進
株式会社ガイアックス	上田 祐司
株式会社 PKSHA Technology	上野山 勝也
株式会社マイネット	上原 仁
日本テクノ株式会社	馬本 英一
日油株式会社	梅原 尚也
リョービ株式会社	浦上 彰
株式会社大久保アソシエイツ	大久保 和孝
凸版印刷株式会社	大久保 伸一
株式会社ジャパン・メディカル・カンパニー	大野 秀晃
株式会社ケアネット	大野 元泰
デュポン ジャパン株式会社	大羽 隆元
日本アイ・ビー・エム株式会社	小野 健二

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

ピクスタ株式会社	恩田 茂穂
ANA ホールディングス株式会社	片野坂 真哉
株式会社 ETS ホールディングス	加藤 慎章
株式会社デジタルプラス	加藤 涼
ユナイテッド株式会社	金子 陽三
株式会社リビングプラットフォーム	金子 洋文
凸版印刷株式会社	金子 眞吾
株式会社マネーフォワード	金坂 直哉
フューチャー株式会社	金丸 恭文
株式会社エル・ティー・エス	樺島 弘明
株式会社富士山マガジンサービス	KAMIYA ANTONIO
株式会社メディアドゥ	荻田 明史
株式会社ティーケーピー	河野 貴輝
株式会社大和証券グループ本社	木曾 慎二
キュービーネットホールディングス株式会社	北野 泰男
ブランディングテクノロジー株式会社	木村 裕紀
アディッシュ株式会社	久保 芳和
窪田製薬ホールディングス株式会社	窪田 良
サンフロンティア不動産株式会社	齋藤 清一
株式会社 GRCS	佐々木 慈和
株式会社テラスカイ	佐藤 秀哉
セーフィー株式会社	佐渡島 隆平
株式会社ビジョン	佐野 健一
株式会社 INCJ	志賀 俊之
株式会社スペースマーケット	重松 大輔
株式会社ベンチャーリパブリック	柴田 啓
株式会社アンビション DX ホールディングス	清水 剛
フォースタートアップス株式会社	志水 雄一郎
AppBank 株式会社	白石 充三
株式会社岡三証券グループ	新芝 宏之
株式会社エルテス	菅原 貴弘
ENECHANGE 株式会社	杉本 拓也
株式会社ウィルズ	杉本 光生
帝人株式会社	鈴木 純
エステー株式会社	鈴木 貴子
株式会社アトラエ	鈴木 秀和

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。

株式会社エニグモ	須田 将啓
EPS ホールディングス株式会社	関谷 和樹
オイシックス・ラ・大地株式会社	高島 宏平
矢作建設工業株式会社	高田 恭介
株式会社ブイキューブ	高田 雅也
株式会社 Photosynth	高橋 謙輔
株式会社ブレインパッド	高橋 隆史
HEROZ 株式会社	高橋 知裕
株式会社ピーバンドットコム	田坂 正樹
株式会社ポピンズ	田中 博文
東京応化工業株式会社	種市 順昭
日本信号株式会社	塚本 英彦
寺田倉庫株式会社	寺田 航平
M&A キャピタルパートナーズ株式会社	十亀 洋三
株式会社イノベーション	富田 直人
株式会社 ZUU	富田 和成
BEENOS 株式会社	直井 聖太
株式会社 CARTA HOLDINGS	永岡 英則
株式会社リコー	中田 克典
株式会社 i-plug	中野 智哉
BEENOS 株式会社	中村 浩二
アライドアーキテツ株式会社	中村 壮秀
株式会社レアジョブ	中村 岳
株式会社シャノン	中村 健一郎
富士山マガジンサービス	西野 伸一郎
株式会社デジタルホールディングス	野内 敦
株式会社ビューティガレージ	野村 秀輝
Sansan 株式会社	橋本 宗之
中央日本土地建物株式会社	長谷川 正行
株式会社 LITALICO	長谷川 敦弥
AI CROSS 株式会社	原田 典子
日本マクドナルドホールディングス株式会社	日色 保
株式会社じげん	平尾 丈
ANA ホールディングス株式会社	平子 裕志
アステリア株式会社	平野 洋一郎
メドピア株式会社	平林 利夫

株式会社アシックス	廣田 康人
日本電気株式会社	藤川 修
株式会社 ID ホールディングス	船越 真樹
株式会社うるる	星 知也
GMO リサーチ株式会社	細川 慎一
株式会社キッツ	堀田 康之
monoAI technology 株式会社	本城 嘉太郎
株式会社鉄鋼ビルディング	増岡 聡一郎
凸版印刷株式会社	磨 秀晴
株式会社フィックスターズ	三木 聡
株式会社リクルートホールディングス	峰岸 真澄
株式会社イード	宮川 洋
株式会社モバイルファクトリー	宮嶋 裕二
サントリーホールディングス株式会社	宮永 暢
レッドホースコーポレーション株式会社	宮本 隆温
株式会社フォーラム	三好 浩和
ファイザー株式会社	本山 明克
アジアクエスト株式会社	桃井 純
株式会社アバントグループ	森川 徹治
CChannel 株式会社	森川 亮
株式会社エアークローゼット	森本 奈央人
クックビズ株式会社	藪ノ 賢次
株式会社ブイキューブ	山本 一輝
Chatwork 株式会社	山本 正喜
テクマトリックス株式会社	由利 孝
サイジニア株式会社	吉井 伸一郎
株式会社イオレ	吉田 直人
株式会社アイスタイル	吉松 徹郎
ベイシス株式会社	吉村 公孝
スカパーJSAT ホールディングス株式会社	米倉 英一
株式会社カナミックネットワーク	若林 賢也
株式会社ユーグレナ	若原 智広
株式会社 ACSL	鷺谷 聡之
株式会社ブロードエンタープライズ	渡邊 宗義

以 上

本資料は企業会計基準諮問会議における審議のために作成されたものであり、企業会計基準委員会の公式な見解ではない。